

臨時直接護衛に関する防衛省及び国土交通省の実施要領

防衛省統合幕僚監部首席参事官
国土交通省海事局外航課

1 趣旨

平成28年11月に派遣海賊対処行動水上部隊の態勢を護衛艦2隻から1隻に見直す際、一般社団法人日本船主協会（以下「船主協会」という。）より、柔軟な直接護衛の実施について要望があったことから、直接護衛を計画していない特定の期間であって我が国会社等の希望と合致する場合に、臨時の直接護衛（以下「臨時直接護衛」という。）を適切に実施するため、本実施要領を定めるものである。

2 臨時直接護衛の申請等手続

- ① 防衛省は、毎月のエスコート・スケジュールの策定に当たり、臨時直接護衛が可能な期間をあらかじめ指定して、当該期間の前月末日の14日前までに国土交通省へ連絡し、国土交通省は、船主協会のほか、我が国の運航会社、管理会社及び所有者（以下「会社等」という。）並びに会社等が100%出資する海外子会社であって登録簿に記載されたもの（以下「登録事業者」という。）へ通知する。
- ② 臨時直接護衛を希望する登録事業者は、船主協会に対して希望する日時、護衛開始地点等（以下「希望日時等」という。）を連絡する。なお、護衛開始地点及び終了地点は、護衛を希望する月のエスコート・スケジュールに記載がある地点（A点又はB点）から選択するものとする。
- ③ 船主協会は、臨時直接護衛の希望日時等が複数あり、これらの臨時直接護衛及びその準備に要する期間の一部又は全部が重複する場合には、これらの臨時直接護衛を希望した登録事業者と希望日時等を調整し、一つに絞り込むとともに、下記（ア）～（ウ）の条件を満たしたうえで、臨時直接護衛要望書（別添1）に必要事項を記入し、国土交通省へ提出するものとする。
 - （ア）護衛速力の下限は12ktとすること。
 - （イ）前回の護衛開始時刻から、各護衛開始地点ごとに次の間隔を確保していること。
 - 護衛開始地点が前回の護衛開始地点と同じ場合：82時間
 - 護衛開始地点が前回の護衛終了地点と同じ場合：49時間
 - （ウ）要望する臨時護衛開始日の4日前の1700（ただし、休祝日に

- 重なる場合はその直前の平日の1200)までに提出されること。
- ④ 国土交通省は、提出された臨時直接護衛要望を速やかに防衛省へ連絡し、防衛省は、臨時直接護衛実施の可否について、同日中に国土交通省へ回答するとともに、臨時直接護衛を実施する場合、その旨をCTG151に通知する。
 - ⑤ 国土交通省は、防衛省から回答のあった臨時直接護衛実施の可否について、船主協会へ連絡するとともに、臨時直接護衛の実施が決定した場合には、当該登録事業者に対して通知する。
 - ⑥ 当該登録事業者は、臨時直接護衛申請書(別添2)に必要事項を記載のうえ、臨時直接護衛開始日の3日前の1700(ただし、休日に重なる場合はその直前の平日の1700)までに国土交通省に提出するものとする。
 - ⑦ 国土交通省は、臨時直接護衛開始日の2日前の0900までに、これらを臨時直接護衛申請簿(別添3)に取りまとめて防衛省に連絡する。

3 その他

臨時直接護衛申請の受付後の護衛対象船舶への対応等については、海賊対処に関する防衛省及び国土交通省の連携要領(令和3年6月28日付)によるものとする。